

令和5年分 申告相談会

お問い合わせ先 泉崎村役場 税務課 電話0248-53-2113

平素より税務行政等につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。
さて、村では所得税・復興特別所得税の申告「確定申告」及び村民税・県民税の申告「住民税申告」の申告相談会を行います。

当相談会では、申告書の作成だけでなく、申告が必要かどうか判断できない場合や、申告制度の内容に関する相談等に応じますので、お気軽にご利用ください。

なお、期限内申告は、「確定申告」「住民税申告」とともに3月15日（金）までです。

・会場	泉崎村役場 村民ホール
・期間	令和6年2月9日（金）～令和6年3月15日（金） 土曜日・日曜日・祝日は除きます。
・相談日	日程表の通り
・受付時間	午前の部 8：30～11：30 午後の部 13：00～15：30

1 確定申告が必要な方

令和6年1月1日現在、泉崎村に住んでいて、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間に、次の項目のいずれかに該当する人。

(1) 農業・営業・その他の事業などで事業所得のあった人。

(2) 次に該当する給与所得者

ア 給与以外の所得があった人。(20万円以上)

イ 日雇・パート収入などで、給与支払報告書が勤務先から村へ提出されていない人。

ウ 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などの各種所得控除を受ける人。

(3) 次に該当する公的年金所得者

ア 公的年金以外の所得があった人。(20万円以上)

イ 配偶者控除・扶養控除・医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・ひとり親（寡婦）控除などの各種所得控除を受ける人。

ウ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を口座振替等により納付し、その納付額について社会保険料控除の適用を受ける人。

(4) その他、各種所得がある人。

(譲渡所得、一時所得、不動産所得、退職所得、配当・利子所得など)

※上記以外の方でも所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告が必要です。

※申告義務のない方が行う還付申告は、5年間提出することができます。(年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄付金控除により還付を受ける方などが該当します。)

※青色申告、損失の繰越し、住宅借入金特別控除（ローン控除）の1年目、贈与税、消費税等を含む申告については白河税務署にて申告をお願いいたします。

2 申告相談日程表

(1) 会 場 泉崎村役場 村民ホール

(2) 受付時間 午前の部 8:30~11:30 午後の部 13:00~15:30

2月	自治組合等の名称		3月	自治組合等の名称	
	午 前	午 後		午 前	午 後
9 (金)	所得が公的年金のみの方		1 (金)	八雲神社	八雲神社
13 (火)	所得が公的年金のみの方		4 (月)	踏瀬上 踏瀬1	二原 踏長
14 (水)	所得が公的年金のみの方		5 (火)	踏瀬2、3	新道 離山
15 (木)	富久保 天王山	桧内	6 (水)	高屋 根岸	寄川 坊頭窪
16 (金)	都橋 谷地久保	外ノ入 中ノ内	7 (木)	太田川1	太田川2
19 (月)	新田上、中	新田下 烏川、観音山	8 (金)	太田川3、4	太田川5、6
20 (火)	堂ノ下1、2	堂ノ下 3、4、5	11 (月)	共栄1、2	長峯1、2 弥栄
21 (水)	上町上1	上町上2 山寺	12 (火)	十軒 十軒前	十軒前1 休場山
22 (木)	上町中	昭和 下町1の1	13 (水)	新宿	下宿
26 (月)	下町2、3	下町4 南栄	14 (木)	館 小林	中宿 八丸
27 (火)	瀬知房上、中	瀬知房下	15 (金)	予備日	
28 (水)	瀬知房後 富内	下原 愛宕町	地区割りはいくまでも目安ですので都合の良い日にご来場ください。		
29 (木)	屠胴原 1、2、3	庭渡神社			

※令和5年分の確定申告では、相談会会場の混雑緩和のため、所得が公的年金のみの方を対象として、2月16日より前から申告相談をお受けします。

農業などの事業所得のある方は、2月15日以降にご来場ください。

3 申告に持参する必要書類など

- (1) 本人確認書類
番号確認書類（マイナンバーカード・通知カード等）と身元確認書類（免許証等）
- (2) 税務署からハガキ等が送付されている場合はその用紙
- (3) 給与や公的年金等の源泉徴収票
- (4) 収支内訳書（営業・農業・不動産所得がある方）
領収書及び収入代金と支出経費がわかる帳簿
- (5) 社会保険料等の領収書
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等
- (6) 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- (7) 医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書
人ごと・医療機関ごとに金額を事前に整理した上でお越してください。
医療費通知（医療費のお知らせ）（原本）を添付する場合は、明細の記載を省略することができます。
- (8) 医療費控除の特例を受ける方はセルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
人間ドックの領収書やインフルエンザの予防接種等の領収書
- (9) 障害者認定されている方で障害者控除を受けるときは、障害者手帳や療育手帳など
- (10) 要介護認定されている方で障害者控除を受けるときは、障害者控除対象者認定書
- (11) 譲渡所得がある場合には契約関係書類など
- (12) 雑損控除（地震等で被害のあった方）を受ける方は、罹災証明書又は被災証明書、修理等にかかった金額のわかるもの（領収書）、保険会社等から受け取った給付金などの金額のわかるもの
- (13) 寄付金控除を受ける方は寄付金の領収書または控除証明書
- (14) 他申告する際に証明になるもの
- (15) 申告相談の結果によっては、所得税の還付申告になる場合があります。その際には、**還付先預金通帳（本人名義）もしくは、金融機関名・支店名・口座番号・預金の種類がわかるものが必要です。**
- (16) 村外の方を扶養している場合は、扶養親族のマイナンバーを把握しておいてください。

4 住民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、泉崎村に住所がある方は住民税の申告をしていただく必要があります。収入のない方も申告が必要です。

ただし、次の方は申告する必要はありません。

- (1) 前年中の所得が給与所得のみで、勤め先から給与支払報告書が提出されている方
- (2) 前年中の所得が公的年金に係る雑所得のみで、源泉徴収票に記載された控除以外に申告すべき控除がない方
- (3) 所得税の確定申告をした方

- ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減、国民年金保険料の減額・免除の申請をする場合は申告をしていないと軽減などが受けられない場合があります。
- ※所得額の記載がある所得証明書の発行が必要な場合（村営住宅、児童扶養手当、その他各種助成金等の手続き、勤務先などへの扶養親族の届出など）は申告してください。
- ※扶養されている方（被扶養者）は扶養している方（扶養者）からの申告がされていれば、被扶養者自身が申告していなくても、「非課税証明書」が発行できます。

5 スマホとマイナンバーカードで「e-Tax」による確定申告ができます。

スマホとマイナンバーカードがあればいつでもどこでも e-Tax による申告ができます。パソコンで申告書を作成される方もスマホのアプリ（マイナポータルアプリ）でパソコン上に表示されたQRコードを読み取れば e-Tax による申告ができます。

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告書・収支内訳書の作成・e-Tax による送信（提出）ができます。

また、自動計算されるので計算誤りはありません。

国税庁と村では、申告会場で長時間待たなくても自宅で申告書を作成できる e-Tax による確定申告をお勧めしています。

日中お忙しくて会場に来られない方は、是非 e-Tax をご利用ください。

※マイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。マイナンバーカード読取対応のスマートフォンの確認はマイナポータルでご確認ください。

6 マイナポータル連携で自動入力（e-Tax による確定申告の場合）

マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の当該項目へ自動入力する機能です。

令和6年1月以降の対象は、給与所得の源泉徴収票・公的年金等の源泉徴収票・株式の特定口座・医療費・ふるさと納税・生命保険・地震保険・社会保険（国民年金保険料、国民年金基金掛金）・iDeCo・小規模企業共済掛金・住宅ローン控除関係

7 医療費控除を受ける方へ（村の申告相談会で申告する場合）

医療費控除とは、申告をする方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った医療費がある場合に医療費控除として、所得金額から差し引くことができるものです。医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を作成する必要がありますので、支払った医療費を人ごと・医療機関ごとに集計したものをお持ちください。医療費通知（医療費のお知らせ）（原本）を添付する場合は、明細の記載を省略することができます。

医療費の領収書は添付する必要ありませんが、自宅で5年間保管する必要があります。